鹿児島神宮文書

【所　在　地】霧島市隼人町内 2496　鹿児島神宮
【種　　別】県指定有形文化財（古文書）
【指定年月日】昭和 62 年３月 16 日

鹿児島神宮の前身は大隅国一の宮である大隅正八幡宮である。

同神宮の文書は，神宮所蔵となっている『正八幡宮神官命婦職補任状』（養和元（1181）年）及び『正八幡宮執印下文』（建治３（1277）年）と，宮崎県西諸県郡高原町水源地の隈元榮から鹿児島神宮に永久寄託された『酒井季時 正宮修理職補任状』（保安２（1121）年），『酒井為春正八幡宮修理所職補任状』（文久３（1863）年）等を合わせ，中世から近世末までの文書 22 通からなっている。この文書は巻物仕立（６巻）で桐箱に収納され，同神宮宝殿に保管されている。

なかでも，酒井季時正宮修理職補任状は，保安２（1121）年のものであり，県下に所在する古文書では最古のものである。これらの文書は，正八幡宮の研究及び社寺領荘園・社人の職階・補任の形式等の研究には欠かせない貴重な文書である。

〈参考〉

●補任状……古文書の形式の一つで，主に中世において幕府，守護，荘園領主などの支配者が部下を職務（役職）に任命する際に出す文書。寺社関係にも見られる。